

木育空間整備事業実施基準

制定 平成30年 3月30日 森-3184

改正 令和 3年 3月30日 森-3351

第1 趣 旨

この実施基準は、森や木とのふれあい空間整備事業のうち、木育空間整備事業（以下「事業」という。）における設計や木育資材導入等の実施に関し、森や木とのふれあい空間整備事業実施要領に定めるほか、事業の適正な執行を確保するために必要な事項を定めるものとする。

第2 内 容

1 設計

木育資材を導入する際に施設整備を実施するために必要な成果品を作成するものとする。成果品は整備に必要な資材数量や木育資材の配置や数量の策定をするものとする。

施設整備は対象施設内で子どもが日常的に利用する場所の内装等及び建具等であり、建築基準法35条の2等の内装制限の規定の範囲内で、可能な限り内装木質化を図り、県産木材製品の率直的な利用推進をするものとする。

なお、県産木材製品とは県内の木材産業事業者により、木材を原材料（広葉樹にあつては、輸入された原木及び一次加工品を含む。）として製造・加工された木材製品をいう。

数量の単位は、適宜単位を設定する。

2 木質資材導入

事業実施主体は、木育資材の導入にあたり、次項に従ってこれを実施しなければならない。

- (1) 導入する資材は木育の推進に資するものでなければならない。
- (2) 県産製品を優先して導入するものとするが、整備目的に該当する県産製品がない場合は県内企業等からの導入を推奨するものとする。
- (3) 写真管理にあつては以下のとおり整備し保管するものとする。

ア 設置箇所

- ・設置箇所の全景（撮影が困難な場合は数カ所から撮影）

イ 施工管理

- ・設置中の状況

ウ 出来形管理

- ・設置後の写真（資材毎）

エ 撮影基準

- ・全景については施工前及び施工後の状況

3 施設整備

事業実施主体は、施設整備にあたり、次項に従ってこれを実施しなければならない。

- (1) 使用木材は原則県産木材製品とするものとする。
- (2) 仕上り面は、所要の状態であること。
- (3) 床は、著しい不陸がなく、床鳴りがないこと。
- (4) 上記以外の規定する事項は、「公共建築工事標準仕様書 (建築工事編)」 19 章 内装工事に準じ実施するものとするが、事業実施主体が独自に定める実施基準書がある場合、事業実施主体と所管の地域振興局長との間で事前に協議し、それを基に実施して構わないものとする。一方、施工すべき整備工種の実施基準が見当たらない際には、事業実施主体と所管の地域振興局長との間で事前協議し、準ずるものが可能なものを適宜根拠として実施して構わないものとする。
- (5) 写真管理にあつては必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるように被写体とともに写し、以下のとおり整備し保管するものとする。

ア 施工箇所

- ・施工箇所の全景（撮影が困難な場合は数カ所から撮影）

イ 施工管理

- ・施工中の状況

ウ 出来形管理

- ・施工前及び施工後の写真（原則同一構図）

エ 撮影基準

- ・施工前及び施工後の状況

第3 その他

事業の実施にあたり、法令等に基づく許可等を必要とする場合は、実施主体は関係法規の定めるところより、必要な手続きを行うものとする。

森づくり税をPRする表示板等を設置したことがわかるように、設置箇所の全景及び記載内容がわかるように写真を写し、管理するものとする。

整備完成後は広報等により県民に広く周知させ、施設の利用促進を図ること。

秋田県の森林や木材利用などについて積極的なPRを行う観点から、積極的に木育に関するイベントや活動等を行うこと。

水と緑の森づくり税を活用して整備したことがわかるように導入資材や施設内に標識等により表示すること。

第4 雑則

この基準に定めるもののほか、必要事項は別に定めるものとする。

附則 この基準は、令和3年 4月 1日から施行する。